

下仁田厚生病院経営強化プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 下仁田南牧医療事務組合は、令和6年度に策定した「下仁田厚生病院経営強化プラン（以下「プラン」という。）」に定める改革目標の達成状況等を評価するため、下仁田厚生病院経営強化プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) プランの各年度における達成状況に関すること
- (2) プランの実現に向けた取組に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、有識者、住民代表及び下仁田厚生病院の医師・看護師等（以下「職員」という。）で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期はプランに取り組む期間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は職員を除く委員の互選とし、副委員長は、委員長の指名とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、下仁田厚生病院事務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(下仁田厚生病院新改革プラン評価委員会設置要綱の廃止)

第2条 下仁田厚生病院新改革プラン評価委員会設置要綱は、廃止する。